

防府市地域介護・福祉空間整備等事業費補助金交付要綱

平成 21 年 5 月 1 日制定

(趣 旨)

第 1 条 この要綱は、災害発生時に自力で避難することが困難な者が多く利用する高齢者施設等の防災・減災対策及び新型コロナウイルスは高齢者が重症化する危険性が高い特性があることからその感染拡大防止対策を推進し、利用者の安全・安心を確保するため、国の「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱」（以下「国実施要綱」という。）及び「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金交付要綱」（以下「国交付要綱」という。）に定める市の防災・減災等事業整備計画に基づき実施する事業に要する経費に対して、予算の範囲内で防府市地域介護・福祉空間整備等事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付対象者は、国実施要綱第 2 の 2 に規定する対象事業を国、県の補助により整備する場合で、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条の規定に基づく社会福祉法人
- (2) 特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条の規定により認証を受けた特定非営利活動法人
- (3) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）の規定に基づく一般社団法人若しくは一般財団法人
- (4) 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 44 条の規定により認可を受けた医療法人
- (5) 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）の規定に基づく農業協同組合
- (6) 消費生活協同組合法（昭和 23 年法律第 200 号）の規定に基づく消費生活協同組合

(7) 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社
（対象経費及び交付額）

第3条 この補助金の交付額は、別表の第1欄に定める事業の対象施設ごとに、第5欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ないほうの額を選定し、選定された額と第2欄に定める交付基準単価とを比較して少ない方の額を基準額とし、第4欄に定める割合を乗じた額を交付額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとし、その額は予算の範囲内とする。

（交付の申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、防府市地域介護・福祉空間整備等事業費補助金交付申請書（様式第1号）に所定の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（事業費内訳書、位置図、配置図、平面図及び立面図）
- (2) 申請額算出内訳書
- (3) 建築確認通知書又は設計図書の写し
- (4) 土地及び建物の登記事項証明書（借地又は借家の場合、賃貸借契約書の写しも提出すること。）
- (5) 補助事業に係る収支予算書抄本
- (6) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第5条 市長は、前条の申請があった場合、その内容を審査の上、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、その旨を当該事業者へ通知するものとする。

2 市長は、前項の補助金の交付決定に際し、必要と認めるときは、条件を付することができる。

(交付の条件)

第6条 補助金の交付決定には、国交付要綱第7の(4)のイ、ウ、カ、キ、(5)、(7)及び(8)による条件が付されるものとする。ただし、(5)のカにおいて「別紙5の様式に準じて」とあるのは「消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除額報告書(様式第7号)により」と読み替えるものとする。

(変更等の承認)

第7条 前条の規定による交付決定の通知を受けた事業者(以下「補助事業者」という。)は、この補助金の交付の決定後、補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ防府市地域介護・福祉空間整備等事業変更・中止(廃止)承認申請書(様式第2号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

ただし、補助事業の目的及び計画の執行に影響を及ぼさず、かつ前条の規定により交付決定された補助金の額に変更を来さない程度の軽微な変更にあつては、この限りでない。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、その日から30日以内、又は3月31日のいずれか早い日までに、防府市地域介護・福祉空間整備等事業費補助金実績報告書(様式第3号)に所定の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 精算額内訳書
- (2) 経費を支払ったことを証する書類の写し
- (3) 工事請負契約書の写し及び施設の竣工前並びに竣工後の写真
- (4) 補助事業に係る決算書又は決算見込書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の報告があった場合において、その内容を審査の上、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を補助事業者(以下「補助事業者」という。)に防府市地域介護・福祉空間整備等事業費補助金確定通知書(様式第4号)を通知するものとする。

(交付の請求)

第10条 補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、防府市地域介護・福祉空間整備等事業費補助金交付請求書（様式第5号）を市長に請求しなければならない。

(概算払)

第11条 市長は必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず第5条の規定による交付の決定に係る金額の範囲内で、概算払により補助金を交付することができる。

2 補助事業者が概算払により補助金の交付を受けようとするときは、防府市地域介護・福祉空間整備等事業費補助金交付概算払請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(関係書類の整備)

第12条 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助事業の施行状況及び当該事業に係る収支について、一切の状況を明らかにする帳簿その他の関係書類を整備し、これを事業完了後5年間保存しておかななければならない。

(報告及び検査)

第13条 市長は必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告を求め、若しくは補助事業の遂行について必要な指示をし、又は関係職員をして実地に調査させることができる。

(財産処分の制限)

第14条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成20年7月11日厚生労働省告示第384号）に定める期間を経過したものについては、この限りでない。

(財産処分による収入の取扱い)

第15条 補助事業者が、市長の承認を受けて、前条の規定による財産を処分し、当該処分により収入があった場合には、市長は、この収入の全部又は一部を納付させることができる。

(財産の管理義務)

第16条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(帳簿の整理)

第17条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(補助金の交付の取消し等)

第18条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱に違反したとき

(2) 補助金の交付に関して付した条件に違反したとき

(3) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、当該事業者に対し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年12月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 2 月 19 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 5 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 1 月 30 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 10 月 29 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表 防災・減災等事業整備計画に基づく事業

1 区分	2 交付基準 単価	3 単位	4 補助率	5 対象経費
既存の高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業				防災・減災等事業整備計画に基づ
スプリンクラー設備 (地域密着型施設等)				く事業の施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、
1,000 ㎡未満の場合	9,710 円の範囲内で市長が認めた額	対象施設ごと 1 ㎡あたり	-	地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6%に相当する額を限度額とする。）。
1,000 ㎡未満の場合であって、消火ポンプユニット等を設置する場合	9,710 円の範囲内で市長が認めた額/1 ㎡と 2,440 千円の範囲内で市長が認めた額との合計額	対象施設ごと	-	ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
300 ㎡未満の場合であって、自動火災報知設備を整備する場合	1,080 千円の範囲内で市長が認めた額		-	
500 ㎡未満の場合であって、消防機関へ通報する火災報知設備を整備する場合	325 千円の範囲内で市長が認めた額	施設数	-	
(地域密着型施設等) ア 小規模ケアハウス イ 都市型経費老人ホーム ウ 小規模有料老人ホーム				

<p>ム</p> <p>エ 小規模多機能型居宅 介護事業所</p> <p>オ 看護小規模多機能型 居宅介護事業所</p> <p>カ 生活支援ハウス等</p> <p>(※)</p> <p>※生活支援ハウスのほ か、宿泊を伴う高齢者施 設等のうち、都道府県知 事又は市町村長が特に必 要と認めた施設を含む。</p>			
<p>認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業</p>			
<p>(地域密着型施設等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域密着型特別養護老 人ホーム ・ 小規模ケアハウス ・ 小規模介護老人保健施 設 ・ 小規模介護医療院 	<p>15,400 千円の 範囲内で市長 が認めた額</p>	<p>施設数</p>	<p>-</p>
<p>(地域密着型施設等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模養護老人ホーム ・ 認知症高齢者グループ ホーム ・ 小規模多機能型居宅介 護事業所 ・ その他地域医療介護総 合確保基金管理運営要領 の別記 1-1 介護施設等の 	<p>7,730 千円の 範囲内で市長 が認めた額</p>		<p>-</p>

<p>整備に関する事業の 2 対象事業 (1) 地域密着型サービス等整備助成事業の対象施設であって、都道府県知事又は市町村長が必要と認めた施設</p>				
<p>高齢者施設等の給水設備整備事業</p>				
<p>(地域密着型施設等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域密着型特別養護老人ホーム ・ 小規模ケアハウス ・ 小規模介護老人保健施設 ・ 小規模介護医療院 ・ 小規模養護老人ホーム ・ 認知症高齢者グループホーム ・ 小規模多機能型居宅介護事業所 ・ その他地域医療介護総合確保基金管理運営要領の別記 1-1 介護施設等の整備に関する事業の 2 対象事業 (1) 地域密着型サービス等整備助成事業の対象施設であって、都道府県知事又は市町村長が必要と認めた施設 	<p>市長が認めた額</p>	<p>施設数</p>	<p>3/4</p>	

高齢者施設等の防犯対策及び安全対策強化事業

<p>(地域密着型施設等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域密着型特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設（利用定員に関わらない。） ・ 上記以外の小規模老人短期入所施設 ・ 小規模ケアハウス ・ 都市型経費老人ホーム ・ 小規模介護老人保健施設 ・ 小規模介護医療院 ・ 小規模養護老人ホーム ・ 小規模有料老人ホーム ・ 地域密着型通所介護事業所 ・ 認知症対応型通所介護事業所 ・ 認知症高齢者グループホーム ・ 小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ・ 夜間対応型訪問介護事業所 ・ 介護予防拠点 	<p>市長が認めた額</p>	<p>施設数</p>	<p>3/4</p>	
--	----------------	------------	------------	--

<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター ・生活支援ハウス ・緊急ショートステイ ・施設内保育施設 				
高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業				
(地域密着型施設等) <ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設（利用定員に関わらない） ・上記以外の小規模老人短期入所施設 ・軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型） ・小規模介護老人保健施設 ・小規模介護医療院 ・小規模養護老人ホーム ・小規模有料老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・生活支援ハウス 	施設延べ床面積（都道府県が必要と認めた面積）×4千円の範囲内で市長が認めた額	施設数	-	

※小規模とは定員29名以下のことをいう。